

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月から53年3月まで  
② 昭和57年6月  
③ 昭和57年9月から平成2年6月まで

申立期間①の国民年金保険料は、妻がA市役所の窓口でまとめて納付し、申立期間②及び③の保険料は、毎月、自宅に来ていた集金人に納付していた覚えがあるので、申立期間①、②及び③について、納付済期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和57年4月及び同年5月並びに同年7月及び同年8月の欄には、「5/7」の印が確認でき、申立人が申立期間②前後の4か月の国民年金保険料を現年度納付しながら、その間の1か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月31日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されるところ、当該時点において、申立期間①は、過年度納付及び特例納付が可能な期間であるものの、A市は、「窓口では過年度保険料及び特例納付保険料の収納は行っていなかったと思われる。」と回答しており、「妻がA市役所の窓口でまとめて納付した。」とする申立人の主張と相違する上、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間①に係る実際の保険料額と大きく相違している。

また、申立期間③のうち、昭和 57 年 9 月から 60 年 3 月までの期間については、A 市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、当初、当該期間は国民年金保険料の申請免除期間とされていたところ、同年 7 月 20 日に、57 年 9 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる。このことは、申立人の妻は、オンライン記録により、昭和 56 年 9 月 1 日から 59 年 8 月 1 日までの期間、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、申立人は、当該期間について、本来、国民年金保険料の免除申請を行うことができない国民年金の任意加入被保険者であったにもかかわらず、強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更の届出を行っていなかったため、申請免除が承認されていたところ、申立人が当該免除期間において任意加入被保険者であることが判明したために当該資格喪失処理が行われたものと推認される上、当該資格喪失により当該期間の国民年金保険料が還付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間③のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については、前述のとおり、申立人は、60 年 7 月 20 日に 57 年 9 月 1 日に遡って国民年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、A 市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、61 年 4 月 1 日の制度改正により被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立期間③のうち、昭和 61 年 4 月から平成 2 年 6 月までの期間については、前述のとおり、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日の制度改正により国民年金の被保険者資格を再取得していることが確認できるものの、A 市が保管する国民年金被保険者名簿によると当該期間は未納となっている上、オンライン記録によると、平成 4 年 6 月 11 日付けで過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、当該納付書作成時点において、当該期間のうち時効で納付することができない期間を除いた 2 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料、若しくは当該期間のいずれかの月の保険料が未納であったものと推認できるほか、申立期間③は 94 か月と長期間であり、同一の行政機関が当該期間の記録管理を続けて誤るとは考え難い。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を58万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額58万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額58万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を66万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額66万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額66万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を67万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額67万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額67万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を66万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額66万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額66万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額55万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額55万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を54万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額54万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額54万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額48万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額48万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額50万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額50万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額55万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額55万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額30万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額30万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 16 日

平成 16 年 7 月 16 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額18万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額18万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 990

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を66万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額66万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額66万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を68万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額68万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額68万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額48万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額48万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

平成16年7月16日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳（平成16年7月賞与）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与から保険料を源泉控除していたにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額20万円に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛厚生年金 事案 994 (事案 136 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 11 月 25 日まで  
② 昭和 32 年 4 月 12 日から 33 年 8 月 2 日まで  
③ 昭和 34 年 10 月 2 日から 37 年 7 月 31 日まで

平成 19 年 7 月に社会保険事務所 (当時) で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。

第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないとは認められないとの回答をもらった。

今回、同僚 4 人について思い出したので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 3 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日 (昭和 37 年 7 月 31 日) の前後約 2 年以内に同資格を喪失した者 33 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23 人について厚生年金保険被保険者資格喪失日の 2 か月から 5 か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも脱退手当金の請求手続の時期は退職後間もない頃となっているほか、申立人の同僚は、「ほとんどの人は、事業所を辞めるとき、退職金と一緒に脱退手当金をもらった。」と述べていることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられること、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 12 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給し

ていないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等から、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚 4 人の氏名を挙げ、再度調査してほしい旨申し立てしているところ、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、当該同僚全員について脱退手当金が支給されていることが確認できる上、当該同僚から聴取しても、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な証言を得ることができず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。